

令和元年6月18日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 2件
(うちガスこんろ(LPGガス用)1件、
屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3件
(うち送風機1件、バッテリー(リチウムイオン)1件、
電動キックスケーター1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 6件
(うち扇風機1件、電気シェーバー1件、
電動立ち乗り二輪車1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、自転車1件、
リチウム電池内蔵充電器1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び
消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において、審議を予定して
いる案件
該当案件なし

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

(管理番号：A201800478を除く。)

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担当：鈴木、柳川、牧野

電話：03-3507-9204(直通)

FAX：03-3507-9290

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900184	平成31年3月30日	令和元年6月13日	ガスこんろ(LPガス用)	IC-N36BS-L	株式会社パロマ	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	高知県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月11日
A201900191	平成31年2月	令和元年6月14日	屋外式ガス給湯暖房機(都市ガス用)	RVD-E2405SAW2-1(A)(大阪ガス株式会社ブランド:型式235-R230)	リンナイ株式会社(大阪ガス株式会社ブランド)	重傷1名	当該製品を使用して入浴中、右足に火傷を負った。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月5日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201800478	平成30年11月5日	平成30年11月16日	送風機	ER-450W	株式会社ナカトミ(輸入事業者)	火災	工場で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。調査の結果、当該製品は、モーター巻線又は運転コンデンサーの絶縁性能が低下し、短絡、スパークを生じて出火したものと推定されるが、焼損が著しく、運転コンデンサーが確認できないことから、事故原因の特定には至らなかった。	静岡県	平成30年11月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの
A201900183	平成30年7月25日	令和元年6月13日	バッテリー(リチウムイオン)	BM-L116	株式会社ビーエムオージャパン(輸入事業者)	火災	倉庫で当該製品を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意
A201900185	平成30年7月14日	令和元年6月13日	電動キックスケーター	H3	Greg State株式会社(輸入事業者)	重傷1名	当該製品を使用中、当該製品の泥除けカバー一部が前輪に巻き込まれ、前輪が停止し、転倒、左手を負傷した。現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年8月29日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201900186	令和元年6月3日	令和元年6月13日	扇風機	火災	店舗で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900187	令和元年5月9日	令和元年6月13日	電気シェーバー	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	広島県	令和元年5月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月5日
A201900188	令和元年6月4日	令和元年6月14日	電動立ち乗り二輪車	火災	施設で当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A201900189	平成31年4月22日	令和元年6月14日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品の内部部品から発煙する火災が発生した。当該製品の設置状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月10日
A201900190	平成31年3月23日	令和元年6月14日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、ハンドルがロックし、転倒、左腕を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和元年6月5日
A201900192	令和元年6月4日	令和元年6月14日	リチウム電池内蔵充電器	火災 軽傷1名	電車内で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	令和元年6月13日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会において審議を予定している案件

該当案件なし

送風機（管理番号:A201800478）



電動キックスケーター（管理番号:A201900185）

